

令和 2年11月17日提出

# 第5回市議会定例会議案

浜 松 市



議 案 件 目

第 113 号議案	令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
第 114 号議案	令和 2 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 115 号議案	令和 2 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 116 号議案	令和 2 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）	別冊
第 117 号議案	令和 2 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 118 号議案	令和 2 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 119 号議案	令和 2 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 120 号議案	令和 2 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 121 号議案	令和 2 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 122 号議案	浜松市過疎地域自立促進計画の変更について	1
第 123 号議案	当せん金付証票の発売について	3
第 124 号議案	浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更 について	5
第 125 号議案	工事請負契約の一部変更について （(国)473 号(仮称)新々原田橋左岸栈道橋工事）	7
第 126 号議案	物品購入契約締結について（追認） （小学校教師用指導書）	9
第 127 号議案	指定管理者の指定について （浜松市茶室）	11
第 128 号議案	指定管理者の指定について （浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター）	13
第 129 号議案	指定管理者の指定について （浜松市天竜体育館ほか 3 施設）	15
第 130 号議案	指定管理者の指定について （浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド）	17
第 131 号議案	指定管理者の指定について （浜松市水窪総合体育館）	19

第 132 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜B & G海洋センター) .....	21
第 133 号議案	指定管理者の指定について (浜松市雄踏文化センター) .....	23
第 134 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立賀茂真淵記念館) .....	25
第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市福祉交流センター) .....	27
第 136 号議案	指定管理者の指定について (浜松医療センター) .....	29
第 137 号議案	指定管理者の指定について (浜松市総合産業展示館) .....	31
第 138 号議案	指定管理者の指定について (浜松市国民宿舎奥浜名湖) .....	33
第 139 号議案	指定管理者の指定について (舘山寺総合公園) .....	35
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館) .....	37
報 第 24 号	専決処分の報告 .....	39
監報第 17 号	定期監査の結果に関する報告について .....	別冊
監報第 18 号	例月出納検査の結果に関する報告について .....	別冊

浜松市過疎地域自立促進計画の変更について

浜松市過疎地域自立促進計画を次のように変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

変更前	変更後
<p>27ページ</p> <p>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>(2) その対策</p> <p>⑦情報化</p> <p>光ファイバ網未整備地域の解消に向けて、通信事業者に整備促進を要請するとともに、携帯電話事業者へも市全域が通話可能となるよう引き続き働きかけていく。</p> <p>さらに、民間主導による光ファイバ網の整備促進及び整備促進に連動して携帯電話基地局の整備がすすむよう、事業者を支援する制度の拡充などを国等に要望していく。</p>	<p>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>(2) その対策</p> <p>⑦情報化</p> <p>光ファイバ網未整備地域の解消に向けて、<u>電気通信事業者の整備計画に基づき整備費用等の一部を支援し、電気通信事業者による整備を促進</u>するとともに、携帯電話事業者へも市全域が通話可能となるよう引き続き働きかけていく。</p> <p>さらに、民間主導による光ファイバ網の整備促進及び整備促進に連動して携帯電話基地局の整備がすすむよう、事業者を支援する制度の拡充などを国等に要望していく。</p>

31 ページ

(3) 事業計画 (平成 28 年度～令和 2 年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(3) 林道	(略)	(略)	
(10) 過疎地域自 立促進特別事業	(略)	(略)	

(3) 事業計画 (平成 28 年度～令和 2 年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(3) 林道	(略)	(略)	
(6) <u>電気通信施設 等情報化のため の施設</u>	<u>光ファイバ 整備支援事 業</u>	<u>電気通信 事業者</u>	
(10) 過疎地域自 立促進特別事業	(略)	(略)	

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。

第 123 号 議 案

令和 2年11月17日提 出

当せん金付証券の発売について

令和 3 年度における当せん金付証券の発売に関し、次のように定めることについて、  
当せん金付証券法(昭和 2 3 年法律第 1 4 4 号)第 4 条第 1 項の規定により議決を求める。

浜松市長 鈴 木 康 友

令和 3 年度当せん金付証券発売の限度額は、6 8 億円とする。



浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

次のとおり浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴 木 康 友

(令和元年 12 月 19 日 第 141 号議案 原案可決)

事業の名称	事業の概要	区分	契約金額
浜松市立小中学校 空調設備整備事業	浜松市立小中学校空調設備 の設計・施工及び維持管理 業務	変更前	5,225,000,000 円
		変更後	5,310,572,300 円



工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴 木 康 友

(令和元年 9 月 18 日 第 111 号議案 原案可決)

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	区 分	契 約 金 額
(国)473号(仮称) 新々原田橋 左岸栈道橋工事	施工延長 L=123.8m	変更前	689,700,000円
	栈道橋、法面工及び擁壁工 一式	変更後	750,746,700円



物品購入契約締結について（追認）

次の物品購入について、議会の議決を得ず契約を締結したため、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
小学校教師 用指導書	通常学級用指導書 一式  発達学級用指導書 一式	45,360,260円	特定調達 随意契約	浜松市中区 連尺町309番地の1 株式会社谷島屋 代表取締役社長 齊藤 晋一郎



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市茶室
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区鍛冶町319番地の28  
名 称 遠鉄アシスト株式会社  
代表取締役 河野 延之
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町708番地の1  
名 称 東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ  
代表者 浜松市東区和田町708番地の1  
東海ビル管理株式会社  
代表取締役 高橋 一博  
構成員 浜松市中区住吉五丁目10番14-301号  
特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会  
理事長 井出 あゆみ
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市天竜体育館  
浜松市天竜庭球場  
浜松市天竜武道館  
船明ダム運動公園
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1  
名 称 公益財団法人浜松市体育協会グループ  
代表者 浜松市東区和田町808番地の1  
公益財団法人浜松市体育協会  
会長 大坪 豊生  
構成員 浜松市中区寺島町200番地  
株式会社河合楽器製作所  
代表取締役 河合 弘隆
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市舞阪総合体育館  
浜松市舞阪乙女園グラウンド
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1  
名 称 公益財団法人浜松市体育協会  
会長 大坪 豊生
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市水窪総合体育館
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1  
名 称 公益財団法人浜松市体育協会  
会長 大坪 豊生
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市天竜B&G海洋センター
  
- 2 指定管理者 所在地 神奈川県小田原市堀之内458番地  
名 称 スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体  
代表者 神奈川県小田原市堀之内458番地  
株式会社スポーツプラザ報徳  
代表取締役 安藤 博二  
構成員 浜松市中区常盤町132番地の18  
中部ビル保善株式会社  
代表取締役 石井 宏司
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市雄踏文化センター
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町708番地の1  
名 称 東海ビル管理グループ  
代表者 浜松市東区和田町708番地の1  
東海ビル管理株式会社  
代表取締役 高橋 一博  
構成員 愛知県豊川市豊が丘町198番地1  
株式会社ピーアンドピー  
代表取締役 彦坂 知秀
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市立賀茂真淵記念館
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区東伊場一丁目22番2号  
名 称 一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会  
会長 北脇 保之
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市福祉交流センター
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区成子町140番地の8  
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ  
代表者 浜松市中区成子町140番地の8  
社会福祉法人浜松市社会福祉協議会  
会長 山口 智之  
構成員 浜松市中区田町324番地の3  
東海美装興業株式会社  
代表取締役 菅原 英継  
構成員 浜松市中区中島一丁目35番16号  
株式会社ステージ・ループ  
代表取締役 天野 賢次
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松医療センター
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区富塚町328番地  
名 称 公益財団法人浜松市医療公社  
理事長 山下 堅司
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市総合産業展示館
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区丸塚町169番地  
名 称 ヤタロー・共同グループ  
代表者 浜松市東区丸塚町169番地  
株式会社ヤタロー  
代表取締役 中村 伸宏  
構成員 浜松市東区子安町315番地の13  
株式会社共同  
代表取締役 有賀 公哉
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市国民宿舎奥浜名湖
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区丸塚町169番地  
名 称 ヤタロー・共同グループ  
代表者 浜松市東区丸塚町169番地  
株式会社ヤタロー  
代表取締役 中村 伸宏  
構成員 浜松市東区子安町315番地の13  
株式会社共同  
代表取締役 有賀 公哉
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 館山寺総合公園
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市西区館山寺町195番地  
 名 称 公益財団法人浜松市花みどり振興財団  
 理事長 塚本 こなみ
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市立北図書館  
浜松市立都田図書館
  
- 2 指定管理者 所在地 東京都中野区弥生町二丁目8番15号  
名 称 ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体  
代表者 東京都中野区弥生町二丁目8番15号  
株式会社ヴィアックス  
代表取締役 小川 巧次  
構成員 浜松市東区和田町708番1号  
東海ビル管理株式会社  
代表取締役 高橋 一博
  
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



## 専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、物損事故、療育手帳事務処理誤謬事件、交通事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

## 道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
33	令和2年 9月14日	和 解 117,850円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 A氏	令和2年 5月8日	浜松市天竜区 水窪町奥領家7296番地 の5地先 人身事故
事故の状況		午前11時00分頃、相手方が市道水窪白倉川線の道路石積下部の除草を行っていた際、石積上部からの落石により、頭頂部に裂傷を負った人身事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和2年5月 同じ構造の石積について緊急点検。 令和2年6月 補修工事完了。			
34	令和2年 10月12日	和 解 10,200円	浜松市南区 三和町 B氏	令和2年 7月10日	浜松市浜北区 新堀261番地の7地先 物損事故
事故の状況		午後6時50分頃、相手方車両が市道浜北高菌八幡1号線を南進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅100cm、長さ160cm、深さ15cm）に左側前後輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。			
負担割合		浜松市50% 相手方50%			
対 策		令和2年8月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
35	令和2年 10月14日	和 解  111,825円   7,040円	浜松市西区 大人見町  C氏  浜松市中区 旭町12番地の1 遠鉄百貨店新館 事務所フロア11 F 損害保険ジャパ ン株式会社 静岡保険金サー ビス部 浜松保険金サー ビス第一課 課長  関 重夫	令和2年 3月9日	浜松市西区 神ヶ谷町9973番地地先 物損事故
事故の状況		<p>午後0時50分頃、相手方車両が市道神ヶ谷西鴨江線を北進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅45cm、長さ60cm、深さ5cm）に左側前後輪を落とし、タイヤをパンク並びにホイール及びフロントバンパーを損傷した物損事故である。</p> <p>当該事故の被害者は、西区大人見町のC氏であるが、損害賠償求償権の一部が損害保険ジャパン株式会社へ移転したことに伴い、その一部について同社と和解するもの。</p>			
負担割合		浜松市50% 相手方50%			
対 策		令和2年3月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
36	令和2年 10月16日	和 解 27,500円	浜松市北区 三幸町 D氏	令和2年 7月7日	浜松市北区 三幸町473番地の8地先 物損事故
	事故の状況	7日未明、相手方自宅駐車場前面道路のアスファルトの劣化により生じた舗装片が通行車両により跳ね飛ばされ、駐車場に停車していた相手方車両を汚損した物損事故である。			
負担割合	浜松市 50% 相手方 50%				
対策	令和2年8月 補修工事完了。				
37	令和2年 10月16日	和 解 18,810円	浜松市天竜区 佐久間町浦川 E氏	令和2年 7月11日	浜松市天竜区 佐久間町中部175番地 の1地先 物損事故
	事故の状況	午前8時15分頃、相手方車両が市道佐久間中部6号線を北進中、路面下でヒューム管の破損による洗堀が生じていた道路を踏み抜き、左側前輪のタイヤをパンク及びホイールを損傷した物損事故である。			
負担割合	浜松市 100%				
対策	令和2年7月 仮復旧工事完了。				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
38	令和2年 10月16日	和 解 168,685円	磐田市 中泉971番地6 全国共済農業協 同組合連合会 静岡県本部 磐田自動車損害 調査サービスセ ンター センター長 山下 竜生	令和2年 7月22日	浜松市天竜区 春野町杉953番地地先 物損事故
事故の状況		<p>午前7時45分頃、被害車両が市道春野平城石切線を南進中、民地である山側法面から上空に伸びていた樹木の落木により、被害車両のフロント部及び右前輪のホイールを損傷した物損事故である。</p> <p>当該事故の被害者は、天竜区春野町杉のF氏であるが、損害賠償求償権が全国共済農業協同組合連合会へ移転したことに伴い、同会と和解するもの。</p>			
負担割合		浜松市 50% 相手方 0% 土地所有者 50%			
対 策		令和2年7月 周辺の樹木を確認。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
39	令和2年 9月29日	和 解 72,795円	磐田市 森本 G氏	令和2年 8月16日	浜松市天竜区 上野943番地地先 物損事故
		和 解 45,457円	浜松市南区 安松町 H氏		
<p>事故の状況 消防ヘリコプターによる救急活動中、消防ヘリコプターからの吹き下ろしの風により、G氏が所有する携帯電話及びタープ並びにH氏が所有する携帯電話及びウェアラブルカメラが河原に飛散し、破損した物損事故である。</p>					
40	令和2年 10月16日	和 解 523,553円	浜松市浜北区 貴布祢 I氏	令和2年 7月8日	浜松市中区 上島六丁目2836番2地 先 物損事故
	<p>事故の状況 相手方車両が市道上島79号線を南進中、四ツ池公園内の樹木の枝が強風により落下し、相手方車両のフロントガラス及びブルーサイドレールを損傷した物損事故である。</p>				

療育手帳事務処理誤謬事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年月日	和解の内容
番号	年月日				
41	令和2年 10月13日	和 解 182,182円	浜松市東区 薬新町  J氏	令和2年 10月13日	療育手帳の障害程度が誤って管理されていたことにより、外出支援助成及び重度心身障害者医療費助成が助成対象外となっていたことに対して、浜松市は相手方に対する損害賠償として182,182円を支払うことで和解したものの。
<p>誤謬の状況 令和2年3月、相手方から療育手帳の再交付申請があり、事務処理を進めていたところ、障害程度区分がB1に対して療育手帳の管理システムではB2と誤って管理されていたため、外出支援助成及び重度心身障害者医療費助成が助成対象外となっていたことが判明した。</p> <p>和解条項 1 外出支援助成にかかる賠償金額14,000円及び重度心身障害者医療費助成にかかる賠償金額168,182円を支払う。 2 相手方はこの件に関し、当方に対してその余の請求をしない。</p>					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
42	令和2年 9月16日	和解 1,672,916円	浜松市天竜区 山東 K氏	令和元年 5月8日	浜松市天竜区 佐久間町大井205番地の 10地先 交通事故（人身）
	<p>事故の状況 午前9時17分頃、ごみ収集塵芥車が国道152号を北進中、市道佐久間大滝線へ入ろうと右折した際、対向車線を南進してきた相手方オートバイがごみ収集塵芥車の左後方側面に衝突した人身事故である。</p> <p>過失割合 浜松市85% 相手方15%</p> <p>対策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対して、再発防止のため、同乗者による前方確認など安全運転の徹底を図った。</p>				
43	令和2年 9月16日	和解 80,938円	浜松市天竜区 二俣町阿蔵 L氏	令和2年 6月17日	浜松市中区 住吉五丁目8番地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前11時3分頃、公用車にて市道高林住吉線を北進中、西側丁字路にて一時停止していた車両が右折し公用車後方を通過後、引き続き後続から右折してきた相手方車両の左前部と公用車の左後方側面が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市20% 相手側80%</p> <p>対策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対し事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、安全運転を心がけるよう改めて指導を行い、交通事故防止と交通安全意識の高揚を図った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
44	令和2年 9月16日	和 解 174,972円	愛知県名古屋市 東区 東新町1番地 中部電力パワー グリッド株式会 社 代表取締役 社長執行役員 市川 弥生次	令和2年 7月2日	浜松市天竜区 水窪町奥領家4606番地 の1地先 交通事故（物損）
事故の状況		午後8時45分頃、火災現場から引き揚げるため後進した際、消防車の左後部と後方に停車していた相手方車両の運転席側フロントドアが接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		天竜区支団の全団員に対し、浜松市消防団交通安全要綱に基づき車両誘導及び安全運転に関する研修を実施し、誘導要領の徹底及び事故防止意識の高揚を図るとともに、定期的に操縦訓練及び車両誘導訓練を実施することとした。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
45	令和2年 9月18日	和解 一円	静岡市葵区 追手町9番6号 静岡県知事 川勝 平太	令和元年 7月24日	浜松市北区 細江町気賀98番地の3地 先 交通事故（人身・物損）
	事故の状況	午後3時50分頃、公用車にて国道362号を南進中、県道磐田細江線との交差点において、赤信号から青信号に変わり発進した直後、後方から相手方車両が公用車後部に追突した人身・物損事故である。			
	過失割合	浜松市0% 相手方100%			
	対策	なお、市側の過失はなく、相手方が市に対し車両物損に対する損害賠償金として87,000円を支払うことで和解が成立した。 過失の有無によらず交通事故の危険性が常にあることを認識し、普段から周囲の安全に気を配り、交通安全を徹底するように注意喚起した。			
46	令和2年 10月19日	和解 20,949円	浜松市中区 富塚町 M氏	令和2年 6月1日	浜松市中区 富塚町4691番地の2 地先 交通事故（物損）
	事故の状況	午後0時20分頃、公用車で市道泉倉松線を南進中、交差点を右折しようとした際、道路西側を南進してきた相手方自転車と衝突した物損事故である。			
	過失割合	浜松市100%			
	対策	事故を起こした職員に対し体調が悪い時は運転しないよう指導するとともに、課員に対し事故防止のため安全運転を徹底するよう注意喚起を図った。			